

第2回岡山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議 次第

日 時：令和7(2025)年12月19日(金)
18:00～
場 所：3階大会議室

1 開 会

2 議 事

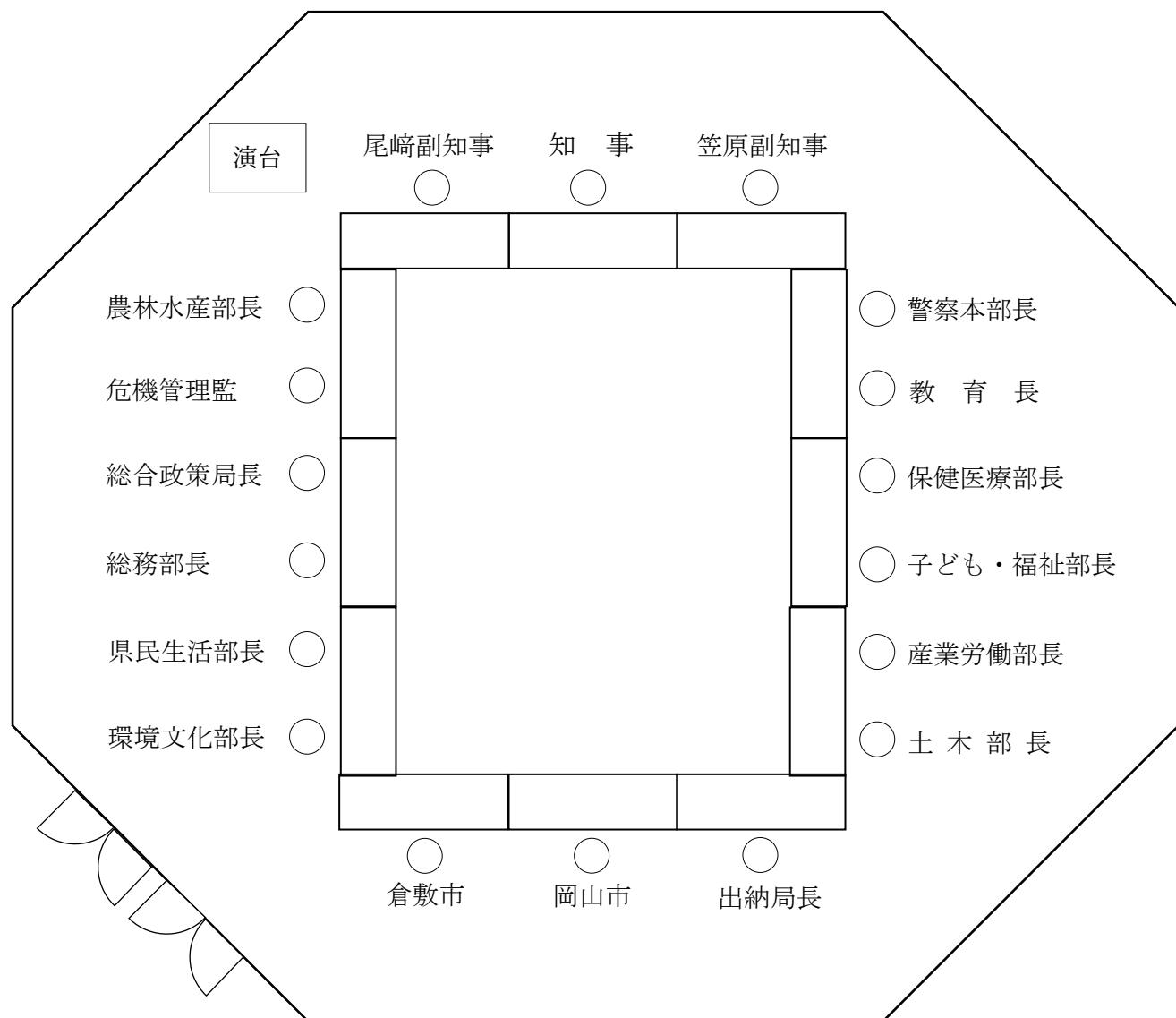
- (1) 疑い事例の概要について
- (2) 今後の防疫対応方針について
- (3) その他

3 閉 会

第2回岡山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議 配席図

令和7(2025)年12月19日(金)

場所: 県庁3階 大会議室



高病原性鳥インフルエンザ疑い事例の概要

1 農場の概要

農場所在地：津山市

飼養状況：採卵鶏 約43万羽

2 これまでの状況

12月19日（金）

10:00 農場長から津山家畜保健衛生所に通報

12:56 岡山家畜保健衛生所が、農場への立入検査を実施

14:26 簡易検査 10羽中7羽で陽性を確認

17:30 遺伝子検出検査等を開始

18:00 第2回県対策本部会議を開催（公開）

高病原性鳥インフルエンザ疑い事例の概要

3 今後の予定

12月20日（土）

7：00 県の遺伝子検出検査結果判明

国が疑似患畜と判定した場合

殺処分を開始

防疫対応方針

1 農場における殺処分等

- 殺処分は、疑似患畜確定後から実施予定
- 処分家きん・卵は県内の施設で焼却予定
- 飼料及び排せつ物等の汚染物品は農場内に封じ込め予定
- 自衛隊への災害派遣要請 要請しない
- 防疫従事者（殺処分・消毒ポイント運営など）の人数は調整中

2 移動及び搬出制限

- 感染拡大を防止するため、家きん等の移動、搬出を制限する区域を設定
- 移動制限

発生農場から半径3km以内の区域について、移動制限区域を設定

制限区域内農場	〇戸	〇羽	関連施設	〇ヶ所
---------	----	----	------	-----

- 搬出制限

半径3kmから10km以内の区域について、搬出制限区域を設定

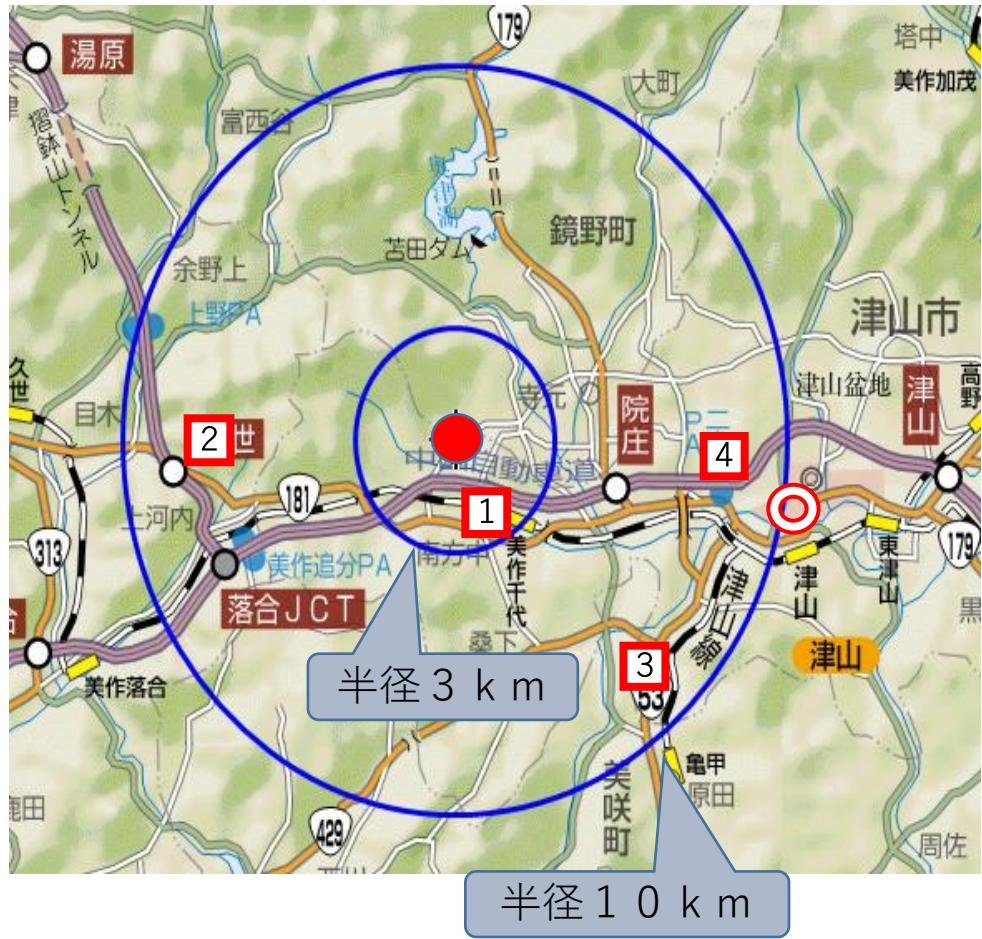
制限区域内農場	7戸	約426千羽	関連施設	2ヶ所
---------	----	--------	------	-----

防疫対応方針

3 消毒ポイント

- 感染拡大を防止するため、家きん等の移動、搬出を制限する区域を設定
- 発生農場周辺並びに、移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止するため、発生農場周辺、半径3km及び10km付近に消毒ポイントを設置

場所	名称	所在地
消毒ポイントNo.1	津山市役所久米支所	津山市中北下1300
消毒ポイントNo.2	真庭産業団地(久世IC北側)	真庭市上河内
消毒ポイントNo.3	国道53号線路肩	津山市福田
消毒ポイントNo.4	西部運動公園	津山市二宮420



防疫対応方針

4 調査・検査

➤ 疫学調査

発生農場における過去21日間の家きん、人、物または車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連のある家きんに関する調査を実施

➤ 発生状況確認検査

対象なし

➤ 清浄性確認検査

対象なし

➤ 搬出制限区域解除検査

発生農場防疫措置完了後10日間が経過した後に、搬出制限区域内の農場に対し、発生状況確認検査と同様の検査を実施

防疫対応方針

5 制限の解除

➤ 搬出制限の解除（防疫措置完了後11日目以降）

要 件：清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査で陰性を確認

解除後：搬出制限区域を監視強化区域に移行（死亡羽数などを毎日報告）

搬出制限区域内の消毒ポイント閉鎖

➤ 移動制限の解除（防疫措置完了後21日目以降）

要 件：清浄性確認検査で陰性を確認

解除後：移動制限区域を監視強化区域に移行

全ての消毒ポイント閉鎖

防疫対応方針

6 風評被害の防止

- 感染した家きん卵及び家きん肉が市場に出回ることはなく、また、家きん卵及び家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは報告されていないことをPR

7 注意喚起の徹底

- 県民、県内家きん農場、市町村、関係機関・団体への情報提供、注意喚起を隨時実施
- ホームページに防疫情報等を隨時掲載し、更新